

寓
岩
遺
書
全

寓岩遺書全

井上寓岩ノ撰スル所、松平氏ノ徳川或世良田○ト称
セシ事、官位叙任ノ事等ヲ、古文書ニヨリ
テ考証セシナリ、其浪合記及ヒ信濃宮
伝ヲ以テ証トセシハ誤リナレド、参考ノ
用トスベキ事多シ、全写スベシ

東照宮御任官御叙位事

附徳河氏に御復しなされし説、并世良田氏

松平氏事

永祿九年本ノマ、
禄方丙寅十二月廿九日に従五位下に叙せら

れ、参河守に御なりなされ、此因に御氏をも徳河

に御復しありしなり御年二
十五

此御叙任の御事ハ諸記にも見へ、殊に公事な

きハ此時の事に疑ひなし、扱是を考ふるに、永

禄四年に西参河既に御手に属し、去年永禄
八年東

参河を略取し給ひて、当国を御一統ありけれ

ハこそ、此年おほしめしつきて、御任官御叙爵

を朝廷へ御願ひなされしなるへけれ、此折に

御氏を御中祖の御時の如くに御復しありし

と知られたり、按に御先祖の君、上毛野国新田（かみつけのくに）

郡新田庄内世良田の村より当国加茂郡松平

村に移りて住ミ玉ひしかハ、松平を以氏とな

し給ひしと察せられたり、かくて其後の御継

々も世々其御家号に因循し給ひけり

東照宮の御世に及ひても、此年月迄ハ松平と号

し給ひけるを此時よりそ徳河とハ御改めあ

りける、尔るを此御事世上にて多くハ知らさ

れハ、あらぬ説をなせしあり、それハ参河に御

座しける御先祖の御時よりして御本家のミ

徳河と号し、御一門御傍親ハ松平氏を名のら

セ給ひし如くに思ひて云ひあへるハ無稽な

り、抑、御本支（旨）に通して、松平と号し給ひし証ハ

東照宮より七世の御祖、岩津の信光君の御事を

松平和泉入道とするセしあり

蜷川新左衛門
親元日記寛正

六年其後に至りても御世々々に松平を号し

給ひしハ同しかりけり、それハ御世毎に御出

し置き給ひし御証文等の案を検して知るへ

し 大樹寺の蔵書を先として桑子明眼寺其他
御一門及ヒ御家人たちへ賜ハリしか多く

ありて疑
ひなし 近くハ廣忠卿の御証文にも松平三

郎とあり 大樹寺蔵の御証文其他にもあ
り又岡崎となされしもあり

東照宮の御証文にも此年迄ハ 永禄
九年 同しかりけ

り 松平或ハ岡崎と
なされしもあり これらを以考徴とハなす

べけれ、さりなから清康君のミ、まれにハ世良

田とも号し給ひしと思ハれたり、抑、此君の証

文ハいとまれなれハ、御手跡の物とてハ見当

らされとも、大樹寺の搭垣柱に世良田と記せし

証あり、それも専に号し給ひしにもあらずし

て、松平を号し玉ひしはいふ迄もなかりけり

それハ大樹寺に出し給ひし御制札の案を当

寺の伝記に載せたり、其文に天文二年十一月

日、松平次郎二郎源清康とあり、抑 此君の御証

文ハまれなれハ見かたき事にて、今遺り伝ハ

りしハ此壺通のみにやありけん、されハ此御

判物ある事を岡崎古記の編者といへとも見

さりしと知られて、清康君の御判物とては西

参河の中、寺社及び在家ともに何にてもなし

(欄外補記)

譜案 岡崎の文学松下

綱煥か蔵せる大樹寺の

僧に託して写しとり

玉しといふ物にハ世良田

の三字なし、恐らくハ実

を得たり従ふへし、又天文

四年乙未卯月廿九日于時

身柱立とあれハ二年二

月と写誤なるへし、かゝ

れハ清康君にも世良

田と称し玉ひし御事な

しとおもハるれと親く

その銘を見されハ決しか

たく尚本寺につきて

正すへし、乙未五月既望

と書きたり、扱又同書に大樹寺にあり多室塔宝方

の真柱に世良田次郎三郎清康安城四代岡崎

殿、天文二年二月廿九日と有りと載せたり、又

大樹寺の記を見しにも此柱に記したりとい

ふ事ハ相同し、尔りとてまのあたり此柱の記

を見されハ慥にハいひかたけれとも、岡崎古

記と大樹寺の記とともに挙し難程なれハたか

ひなかるへし、さあれハ二月に筆記せし柱に

ハ世良田と書き、十一月の御証文にハ松平と

あれハともに同年たりしか、ともかくとりく

にハありけれ、それ松平の御号ハ勿論たれと
も或ハ世良田とも称し奉りし事ありしと知ら
れけり、かくて世良田の御氏の御出処をつら

／＼考へ奉るに、新田より徳河別れ徳河より世

良田ハ御別れありし事、世間に普く知られた

り、其時世ハ鎌倉の代にあたり、其後に至り

室町將軍の代になり、その御事を(かむが)稽ふるに、並

合記に応永十九年四月廿日の條に、上野国世

良田太郎左衛門政親・次郎三郎親氏といふ御

名を載せてあり、しかれハ親氏君此參河国に

御移りありし後に、松平とハ号し給ひしなる

へし、これそ此地におハしましける証にそあ

りける

賀茂郡の南辺に秀てし山あり東海道路矢作
あたりより見

えた六所明神の社、たたしあれハ六所山を呼

へり、其西の半腹に此松平といふ村名あれば

そことハしるけれども、其御住居などハ村の

内にて何処たりしや証とすへき程の事今ハ

知られず、尔るに此君の御事跡をまのあたり

見聞せしか如くに細々の事共迄を書きなせ

しもの多けれども、皆造説と思はれたり、其故

ハ、近き永祿の御事跡を天下御一統の治に入

りて、幾程なきに編集せし書といふたに、今考

究すれハ浮説忘誕^妄多きに属せり、況其時より

ハ争乱の世百余年の往古の故事といひ、又御

出身ありし御事にもあらさりしとは^{元ノマ、}ふかれ

たり御世をや

因みに云、松平村の養泉の名を御襲ひありて

より太郎左衛門と号し給ひし如くに諸書

にハいへとも、世良田に御在住の御時より

此御名ハありしと知られたり並合記にあ
りて前にあ

けた
り

又云、松平村の名主ハ豪家たりし如くに書

しもの多くあれとも、今見れハ山碎^{原碑三作ル}の瘦地

にて、今の時すら米産高三百石許にて民戸

五十許の小郷の貧村たるに、福有の人あり

しといふ事うけがたし、又此村に高月院と

いふ寺ありて、親氏君の御開基と号し其御

終焉ハ応永元年と寺伝にハいへとも、年歴

上かり過てあハぬ事ともなり、只高月の文

字たる旧ハ皓月と書きけれ、是ハ女儀の法

名にて、皓月珠光大姉といひしを院号にせ

し事、実ははるかの後なり、永正年中の開

基の寺なり、尔るを古き時に取なさんとせ

しにつけて、あらぬ高月の文字に書きかえ

此君の院号の如くにして牽強せしと知ら

れたり、されハ古き物に皓月とかきし証あ

り、抑、此君の御事蹟ハ応永より永享にあた

れる御時世たれハ、其時の故事とてハ当寺

にいさゝかもなき事なり、尔るを其御由緒

か伝ハリし如くにいふハ、悉皆忘誕^妄と知る

へし、これらの事ハ城墨地名等の條に議せ

り

世良田氏を顕ハし給ふ事

多くの御世の御中にて、清康君のミ世良田と

名のり玉ひし御事ハ、如何の故といふ事をハ

伝へす、扱、流布の書記にも世良田と号し給ひ

しハ知らてしるせし如くなれハ、議論すへき

様もなく、さありとて心に思ふ事をいハて、止

むへきにもあらされハ、今謹て試に沙汰し奉

るにそありける、抑、親氏君の御世の御事ハ姑

く措き、其後の御世を考ふるに、信光君の御時

にハ、足利の柳宮に出て仕へさせ給ひし御事

なれハ前に挙げし親元
日記を証とせり新田の御称号ハ挙げ

給ふましきハ勿論なり、又世良田の御氏も往

年柳宮に御敵対し給ひし事ありしを以、憚りあ

るへけれハ御避けなされて、松平の氏を号し

給ひしなるへし、しかるに清康君の御世にハ

はゞかり給ハさりしと知られて、世良田とも

号し給ひしハ如何の御事にやありけんを察

するに、足利柳宮の末の世に至りて天下分裂

せしかハ、其時勢に乘し給ひ参河一国を大略

御手に入れ給ひし程の御事なりけれハ、御大

義を思召たゞれしにそありけむ、されハ人望

の為に御本氏を挙げ給ひて、世良田とハ号し

なされしなるへし、抑、此時ハ諸將の英雄の武

力にまかせて、攻伐をつとめし世上たれハ、公

武をもはゞかり給ハざりけんとはかられた

り

世良田ハ名家たりし事

或人問曰、御先祖ハ新田流の徳河氏とこそ

聞えたれ、尔るに世良田をもて人望に応せ

むとし給ひしといふに、如何なる子細あり

や

答曰、世上の人、世良田か名家たりしを知らさ

るによりて、其疑ひハあるものなり、蓋、新田や

徳河を御名乗りありて、世良田の氏を御挙げ

ありしを按するに、新田より徳河ハ別れ、其徳

河より世良田ハ別れたり、其世良田ハ応永の

比に、雷名世に轟きたれハ天下に聞え渡りた

らむか、されハその事業も後世まで人々伝へ

知りたるへけれハ、御名のりありしと察セラ

れたり、其子細ハ新田の惣領義貞打たれ、其子義

興・義宗なども亡ひてよりハ、此氏族有れども

なきか如くになり、他国に散在蟄居しけれハ

殆滅亡セしか如し、尔るに世良田政義といひ

し人あり、御醍醐天皇の御孫にて宗良親王

にハ御子たりし尹良親王と称せし宮をとり

奉りて我婿の君とし、上野国新田の庄内寺尾

という地により南方の方人(かたうど)として再挙を企

て人々と共に大将と仰き、我身ハ新田の氏族
及び宮方の首領として旗を揚げけり、扱、鎌倉
の足利方と挑戦ひし事、応永の始より永亨に
及へく数十年か程なりけり

此政義ハ世良田大炊助とて、世良田太郎左
衛門政親と同時の人なり、察するに兄弟か
もしくハ従兄弟などの行にあたりなむ、い
つれにもうとからぬ中とおもはれたり、此

政義ハ世良田より寺尾へ移り出、政親ハ世良
田に止まりてありしとはかられたり、又此

以前にも世良田政義といふ人あり、同名たれ
とも別人とおもはれたり、尚考へし

又曰、寺尾ハ新田郡の郡家コホリヤたりけむか後に
寺尾といひしと思はれたり、今ハ寺尾とは
いハて寺井といふ村あり是に疑ひなし、考
ハ別にあり

又曰、此寺尾ハ新田元祖義重君已来義貞に
至り惣領居住の地なりしに、義貞か子孫亡
ひし後に至り世良田より政義出来りて、再
挙せしとはかられたり、くハしくハ別にい

ふべし

されハこそ此時世にハ、世良田こそ新田一門

の棟梁として官方の本人なりけれ、かくあ

れハ世良田氏ハ人鑑に応せし御氏とハいふ

なれ

再問、さあらハ

東照宮も世良田氏にこそ御復しあるへけ

れ、それハ御祖父の君世良田と号し給ひし

事もありといへハ近き例たれハなり、それ

をさハなくて、新田と世良田との間にあり

し徳河を挙候て、御氏と定め給ひしハ如何

なる故ならむ

答曰、其ゆえハ何にても伝ハリハなけれども

思ふ事なきにあらず、今かしこくも試に議し

奉らむにハ、清康君の御時ハ争乱の武風たり

しかハ、朝廷をもちこます柳營にもはゝか

らさりけむ、なれハ御心のまゝに旧き氏も号

し給ひしなるへし、しかれハ公武へ御達しあ

りしにハあらじ、とはかられたり

東照宮ハしからず、朝廷に御乞ひなされて氏を

御復しなされけり、此御事ハ勸修寺家執奏にて勅許ありし由岡崎城

東北誓願寺の御由緒書にあり 此時に御任叙の御事ありし

にて察すへし、これみたりかハしき世の様に
ハならひ給ハす、御慎をもとくなされ、天道に

御従ひ上を敬ふ道を先きとし給ひけれハそ

かし、抑、此御時を案するに皇統ハ北朝の御裔

なり、武將ハ微々たれとも尚足利氏たりし、か

くあれは世良田と御名のりあらむにハ応永

の比に御敵たりし御氏なり、さあらハとて新

田と御名のりありてハ、建武以来争ひの家名

たれハなほまさりていみしき憚りにそ有へ

き、これらを御避けなされて新田と世良田と

の間にありし徳河ハ、新田より直の御別れに

て、世良田の元といひ公武ともにさ(障)ハ(符)らさ

ハ(字)らさる御名氏たれハ、かくハ御改めなさ

れしにもありけむと察し奉れり

因曰、徳河氏を号せし君ハ、吾妻鑑に徳河三

郎義秀(季)とありて、此御名同書中処々に載せ

たり

抑、此君ハ人の心をよく得給ひしかハ、遂に天

下を一統し給ひけり、其もとハ御若き比より
謹慎綿密の御性質おハしましけれハこそ、早
くもかゝる御遠慮を廻らし給ひけんとかしこ
くも感し奉るそかし

又問、世良田氏ハさほどの名家たるを世の
人知らさりしハ如何にそや

答曰、凡の事績たる辺鄙にありしハ伝ハリか
たし、京都にありしハ粗遺(あらあじ)れる例そかし、これ
上都にハ文筆の人多く、辺土にハ野人多けれ
ハなり、それ本草記平ハさハかりの書なり、其畿

内近国の事跡にハ大きなる誤りハ少かるへ
し、遠国の事ハ相違多く事跡も漏らしかちな
り、是京地ハ公武ともに御坐所たりしを以、縉
紳墨客に乏しからざりしかハなり、これハそ
れとハ打かハリて応永・永享の比にあたりて
ハ辺土の事跡を書きしにハ、これそといふ程
の物稀なれハ、世間流布の記載に此時世の物
ハ見かたけれハなり、蓋、世良田氏の事跡ハ上
野にありて鎌倉とのとりあひなりしかハ、東
国の事たるをもて書き記せし物ハまれなり

されハ世上の人知らさるか多し、これハ並合
記に粗載せられハ見て知るへけれ、其地にも
底倉記などいふあり、新田義宗か東国にての
事跡の記なり

又問、徳河の文字を或ハ得川とも書けり、何

れか善き

答曰、徳と得とハ同音同義にて、文形も頗る同
しけれとも、いさゝかの異なる事ハ心と手と
をわかちて別に造りしものなり、此形の答ハ^{異カ}
心と寸と、知るへし、寸ハ手の象なり、扱、此文字

に損徳と得失との反対の別あり、損に対せし
にハ徳に作り、失に対してハ得に作り、究竟
するに大義ハ相同しと知るへし

更問、さるにても、文字ハ何れを正義として

えらび用ゆへきや

答曰、ともに仮り文字たれハ文形には意なし
さりなから徳こそよけれ、其故ハ其徳の音訓
たるトクにハあらてトコたるへし、それハ他の
仮文字にもとこに徳を用ひて例あまたあ
れハなり

倭名抄陸奥国白河郡里名の中に常世トコヨトコを

載せたり、又尾張国智多郡常滑トコナベトコと今見に

呼へり 浄書へ追加

とこの山を床の山とも徳の山とも書きし

か如し

近江国犬上郡の名所にとこの山といふ

あり

古今集物名部に墨滅

犬上のとこの山なるいさや川いさどこ

たへよ我名もらすな

世に聞えし氏に徳山と書きしあり、此地

名たるへし、但此ところは鳥籠の義ならむ

トクの音のしりのクをトの横に転してハト

コの音となれり、これ徳をトコの訓にとりな

セしもとなり、さあれハ実ハ転せし迄にて字

音たれとも二音の訓になしてトコにハ用い

けれ、扱、其訓の奥義ハ常シヤウにて正訓ハとこなり

按に常シヤウの文字を多くハつねと訓セリ、漢の

世に恒山を常山と更へし如くにて、其意ハ

近けれども適切にハあらず、つねハ恒の文

字にあたりて心の不変をいへり、易の恒ノ

卦、又論語に人而無_レ恒、不可以為_二巫医_一と孟子

にも恒の産恒の心とあり、かくあれハ恒の

訓こそつねなれ、常ハトコか正訓にそあり

ける、扱、其義ハとこしなへの意なり、されハ

常盤をとこいハとよめり、こといとが反切
すれハきとなる

をもてときハ
とハいへり上古の言語に常磐 堅磐をと

きハかきはとつゝけいひし、堅盤の会意ハ
かたきいしは

なり、其かたハ横につまりてかとなり、きい
しの三音も横につまりてきとなりしかハ、

かきハとハよへり、又万歳の文句の徳若もとこわ
かとうたひて老えせぬ義をいはへり山城

国なる男山に雄徳山と
も書きしか如し

されハ其とこハ常の義にて河に冠らせしか

ハ、常河となるを徳にかえしかハ、徳河と書き

し来れりと知られたり

又恒川といふ氏あり、此義ハとこ河といふ

と全く同きをつね川とハ呼ふ也、其とこと

いふへきをつねと呼ふハとこをつねと後

の人ハたかへていふによりつね川と呼へ

り、それへ恒の文字をあてしものなり、され

ハつね川といふよりハとこ川と呼ふか正

しきと知るへし

抑、河流たる轉變して定らざるあり、旱魃にハ
乾き霖雨にハ溢れやすし、又から河といふあ
り、是ハ旧時にハ水ありて流れしかとも、其水
源埋まりなどして水流れ来らず、或ハ水流他
の所に移りなどして、平常にハ流れのなきをい
へり、されとも大雨霖雨にハ河の形あれハ、水
おち集りて一時の流れをなす事あれとも、雨
やめハ水絶えぬるにより名つけて一時河イツトキな
と、いふなり、さあれハから河とハかれ河の

義一時河とハ久しからざる意にてあれハ、こ
れらハともに不好の名たり、尔るに此とこ河
といふハ水流か不増不減なるをいへり、かく
てそ氏に挙げて上もなけれハいと／＼佳
称にそありける、尔るに御氏を御ゑらひあり
しにつき、あまたの御氏の中にて此徳河を御
用いありしハ、只新田世良田の氏を御避けな
されしに起りし御事なるへけれとも、其とこ
とハ物の変らざる義、河とハ長き象なれハ類
ひ稀なる佳名なれ、抑、御先祖の君上野国をさ

け給ひしハ、一張一弛とや、まをすへきにて、栄枯ハ地を換るならひなれ、参河に移りまし／＼

てより漸に御家を御興しありしハ、御世毎の

御德行により積善の余慶にておハしけむ、な

れともわきて此徳河の御氏に御復しありし

君か御世に至り、年月につれて日の昇るか如

くにおハしけれハ、遂に万世不朽の大業を創

し給ひ、貴福を後の御世迄とことハに伝へ給

ひける、御栄えにさかえましまし、天か下無事に

て太平の化に浴し、貴き賤きおしなへて其御

恩沢を被り、上下其分を安んずる事偏に偶然にハあらし

問、とこかハ常といふ地名の起りハ如何

答曰、とこかハといふ徳河の村中を流れつる

河あり、此河よりおこりし名なるへし、それか

後にハ村の名となりしと知られたり、抑、此徳

河の村ハ利根の大河北辺につきてあり、又別

の源にて北の山方より出る早河といふあり

て、其河水をはる／＼とひきて此村の中を通し

たり、其水源の遠けれハ其流れ長きを爰に至

りて、名に負ふ利根の大河に会せしめたり、扱
こそ其水不増不減にてかくとことハなる河
流をなせり、さあれハとこ河と号せし地名あ
によからすや

因曰、徳の文字の音を仮り用いし倭訓のと
この義と徳の字義とハ殊なれとも、其徳
ハ徳行の意なれハ、人にとりてハ賢哲君支子カ
にあたり、恩徳の人をめぐみいつくしむ事
になれハ、とにもかくにもよろしかりける

又曰、此河の名を徳河村にて今ハはや河と呼

ふなり、察するに、はや河とハ山より出来れハ
地形のけハしきに從ひて、水勢のときをもて
名つけたるへし、尔るに此新田の庄内ハ平坦
の地にて水流おたやかなれハ、はや河の名あ
たらすなりて、とこ河となつて此あたりの
通名たりけむを、其とこ河か後に村名となり
しかハ、上流の名にかへりてはや河とハよふ
なるへし、かかる例ハ他にもあり、参河額田郡
細河村といふハ、村積山といふより落る水細
流をなし、此村にて矢作の大河に達せり、かく

てこそ細河と八名つけゝむを、後にハ細河か
村の名となりしと思ハれたり、扱其細流をハ
北斗川と呼へり、其形破軍星に似たる故なる
へし、これらを類して推知るへし

御官位執奏考

徳河に御復氏の御事ハ、勸修寺家の執奏によ
りて勅許ありしといへり、其ゆるゑよしハ岡崎
素生の伝に泰翁慶岳といひしあり、京都誓願
寺一代の住職たりけり、尔るに退院の後岡崎
に還り在りしを

東照宮此地に一寺を御建立下され、誓願寺と号
し給ひて岡崎の誓願寺の開山たりし、尔るに
其僧を以、伝奏へ御願御叙爵の御事を御願ひ
なされし趣なり、其時の書翰たりといふを当

寺に伝へて今に在り、其略をあけハ先度如申
勅使之儀抑留云々、次に松平家之儀徳河之由
云々、十二月三日とせし下に花押のミをすゑ
て誓願寺と宛名あり、又年始の書翰といふに
略上徳河之儀勅許云々、正月三日徳河三河守殿
とあり、案に前の十二月三日とあるハ永禄九

年と知られ、後の正月三日とあるハ翌十年な

御当家へ御達しありしなりけむ、さありしな

らむ、其前の書中に勅使抑留とある文に拠り

らハ御復氏ありて御官位等の御披露ありし

て考ふるに、十二月以前に勅許ありしにより

ハ、此十年の正月半よりの御事とはかられた

勅使の御下りあるへきを、此方にて御抑へ置

り、因に考の為右の書翰の全文及び誓願寺の

きなされしとはかられたり、扱又後の書面に

御由緒書を左に挙げぬ

ハ徳河三河守殿との御名当にて口宣等を御

下し之儀、京都を御発しありしハ翌十年の正

月三日と見えたり、尔るに世間に伝ふる所此

御叙爵ハ同九年十二月廿九日とあれハ、朝儀

にてハ尔ありけむ、此正月始に及ひてかくハ

三州額田郡岡崎誓願寺由緒 浄土宗西山流
義深草派京円

福寺
末

一 当寺開山泰翁慶岳上人ハ三州岡崎之出生也

出家修学之後同所大林寺ニ致住職、其後洛陽

誓願寺江被致転住候、永禄年中、誓願寺を退、生

国故三州岡崎江帰国仕、当分隠居所茂不相定

候故、法類之方ニ罷在候内

権現様御召出、段々御帰依不浅、岡崎御城良之

方之山ニ本より諏訪明神之小社有之、此山ニ

一寺被遊建立泰翁江被下置、即諏訪山誓願寺

与山号寺号被成下候、依之鎮守ハ諏訪神ニ而

御座候事

一 権現様御官位等之儀ニ付、被遊奏聞度儀御座有

リ、泰翁義ハ久敷誓願寺ニ住職、年々被致参内

禁裏之儀被存、公家衆ニ懇意之方多有之ニ付

泰翁ニ被遊御内談、泰翁致上京伝奏衆江申達

候得者、松平家御先祖之御尋有之ニ付、三州へ

罷帰重而弟子慶源を差登セ、徳河御系凶之儀

伝奏衆江被申達候、御勅許有之

権現様被遊御満悦、泰翁之働御称美之由ニ御

座候、其節從伝奏衆、泰翁江御差下之御状于レ今

誓願寺重宝罷成御座候、即御状之写

先度如申勅使之儀

于今抑留候処、切々被仰出候

可有如何哉、馳走候様、御

異見肝要候、次松平家

之儀、徳川之由慶源申候

彼家之儀者昔家来候き

定而其国ニも可為分別候

如此申通事奇特与存候

諧諧原本徳川を徳
河河となし可申也状 如
件件を可申候也、如件如件
作作る、今写今写により
て改て改無
又先度如申より

誓願寺迄正写の
字様にならぶてし

かす、将又より下八字
配りも正写と同じか

らされハ必しも正
写の字様に倣ハす

自然者望等之儀候者随分

可令馳走候、猶慶源可

申也状如件

十二月三日

御判

誓願寺

将はたまた又先度者見事之馬

到来、尤祝着別而秘

藏候、自然又早馬候者原々

望ニ存候、様体慶源可申候

又息竹千世へ四瓶并

小鷹之尾袋下申候

可然様取成專一原二候○候

猶々禁裏之儀急度

鳥居竹田法眼原旨□申談

○詣案正字被下見ユ

才覚肝要候

勸修寺殿御状之由申伝之

一 勅許之時、從伝奏

権現様江被遣候御状之写

改年之吉兆珍重々々更不可有

休期候、抑徳河之儀令執奏候処

勅許候、然者口宣并女房奉書

申調差下之候、尤目出二候、仍

太刀一腰進之候、誠表祝儀

事二候、万々歳可申通候也

状如件

正月三日 御判

徳河三河守殿

此本紙者御公儀二御座候欵

一 権現様御系図等勅許之後、泰翁江御褒美可被

下置之

御上意御座候処、泰翁隱居之身、殊ニ一寺御建

住持願申旨ハ、諸寺之例之通 境内之外ニ而忒

立被成候、難有奉存候、此上之儀者達而辞退申

拾壺石余を被成下候様ニと申上候、其儀早速

上候、依之弟子慶源ニ五拾石被下置候、慶源儀

不相叶御訴訟仕内ニ年月相延

ハ、誓願寺之寺家善重院与申ニ罷在候、慶源已

権現様之御朱印頂戴不仕、依之台徳院様之御

寓云此寺家善重院
ハ岡崎ニヤ京都ニヤ
考ふへし

後者寺領も無御座、善重院茂唯今者断絶仕

朱印も無御座候、其後大猷院様之御代御願

候

申上、境内分拾壺石余之御朱印被成下候、寺内

一 慶長年中[□]被下置候節、依^ニ伊奈備前守殿先

之外拾石余之水帳^茂于今御座候

寓云口御朱印といふ
事あるへし、写脱が
又本書よりしかあ
りしにや

祖^規を御改め^一、誓願寺領境内分^ニ而拾壺石余、外

一 御紋付之香盆<sup>横七寸五分 長壺尺七分
金梨地</sup>

之地^ニ而拾石余都合忒拾壺石余被成下旨、岡

是ハ権現様より開山泰翁へ被下置候

崎城主本多豊後守殿江御申渡候、然処其時之

以上

此岡崎の誓願寺ハ伝馬町の北裏にて城地より

ハ東北にあり、又京都の誓願寺の旧地ハ上ミ京

一條にて、元誓願寺町といふかその跡なり、今ハ

三條六角にあり、誓願寺通とたに呼へり、岡崎な

るハ京の隠居所の意なり、かゝるいミしき御由

緒の寺なるを人知らず、殊に寺領につきてもあ

かぬ事ありしハ遺憾ならずや

又案に此御由緒書に御系図といひしハ御世系

の事たり

又按に前の書中に昔家来ニ候きとある事不審

なり、鎌倉の時にあたりし徳河氏の御世事か又

足利氏の代にうつりて、松平の氏に御なりありて

の事か明ならず、恐らくハ松平を号し給ふ時の

事にて、信光君以来に其好ミありしにや

又曰、此書翰たる花押の上にて名氏ハなければと

も、寺説にハ勸修寺家たりといへり、今の世にも
伝奏の家と

聞えたり実ルるへく思ハれたり、其故ハ此家京の誓

願寺に因縁あれハ也、其因縁といふハ彼寺の子

院に真如庵といふありて、勸修寺家世々その且(種)

越たる事今にかハらす、享和の比に、此家の大納

言逝去ありしを当寺の境内に葬り、石塔も新に
たちていちしるきを親しく見しかハなり、尚花
押を考ふへし

御復氏再説

誓願寺の御由緒書に拠りて考ふるに、当寺の住
持と弟子と両度に及ひ上京せし事情をもて思
ふに、此方より御発起ありて徳河氏に御復しあ
りたきと御願ひなされしにハあらし、御従来の
松平氏を御挙げなされて御官位を御願ひあり
しに、朝廷より其松平の出処世系を御尋につき

新田流の徳河氏なりと御答ありしと察せられ
たり、尔ありしかハ直に徳河と上より御書出し
ありし御事と見えたり、蓋松平氏にてハ其姓氏
出処世にハ知られずおハしましけめ、尔るを此徳
河氏たれか新田流にて清和の源姓たる事著明
なり、応永に柳營にて編集せしといふ系譜にも
載せてありしならむ、尚考ふへし
もし此考の如くたらハ、前考に新田と世良田と
を御避けありしならめといひしは失考に似た
り、さりなからさにあるまじきにもあらし、子細

に御挙げあらむにハ、新田より別れし徳河、其徳
河より出し世良田とこそ御答あるへかりし義
ならずや、尔らハ上より世良田氏に御書き出し
もあるへけれハ、それに御従ひなされて世良田
氏を号し給ひなんもはかり知るへからず、尔る
に其世良田をハ此時頭ハし給ハさりしを以察
すれハ、御避けなされし御心もありしにや、全く
ハ世良田の御家にてありけれハこそ、近き御祖
父なりし清康君ハ尔号し給ひけれ

右文政元年七月晦日差出しの終

以上自筆の草本改竄塗抹きハめて多きも
のをもて写す、他日浄写本を得て改正せん
事を願ふのミ、乙未四月既望（花押）
厥明校了

徳川氏を御書なされし御証文有無の説

御復氏年月問答

左京大夫御兼任説

已上二寅^マ九月上旬再検論

右寓岩自筆の端書なり、左の本文ハ他人

の浄写にて料昏美濃紙なり

徳川氏を御書なされし御証文参河国内に

有りや無しやの説

永禄九年の十二月御氏を御改ありてハ、翌十年

より徳川氏と御認なされし御案文か、参河国内

に多くあるへき御事なから、見あたりかたし、其

子細は多くハ家康とのミ御書きなされて御氏

と官名とハ御省きありしかハなり、されとも同

き十二年に大樹寺へ出し給ひし御制札の御本

文にハ家康とのミなされ、表包に徳河参河守と

御認なされしと見えたり、さあれハ御本文に徳

河とハなきなり、されハこそ制札の表にハ家康

とのミありて明らかかなり、又細河郷なる大沢の

龍溪院にある天正の御証文にハ、徳河家康とあ

りし由なれとも、後に子細ありて徳河家康の文

字を截ぬきて、公へ召上げられしとなり、実に

其本書に切采りし跡見えたり、しかあれハ徳河

となされしか、なかりしにハあらされとも見か

たきこと、かくまれ／＼なり、尔るを普通の書に

ハ此御世ハいふ迄もなく御先祖の御時より御

世毎に御通しなされ、徳河と号し給ひとして聞

て徳河をもて説をなせしと察せられたり、其妄

推の造説をなしけれハ、それよりおこりて御本

を知らて徳を以通名の故事とせし家も、近世ハ

家を徳河と称し、御一門をハ松平と号せしとい

ありと聞こえたり、尔あれハ参河以前の御故事を

ふ無稽の説を造りしかハ、徳河歴代記、又ハ徳河

書きしに、徳の文字をもて御名を設けしハ悉皆

勲功記などいふ題号の妄書もありけり、尔の

妄説と定めなハ、無稽の失ちに遠さかるへき事

ミならず、親氏君を徳河弥、其御子を徳太郎とい

ならずや

ひし名迄を設けしとはかられたり、抑、此家世良

田と御別れありてよりハ、徳河の文字を御名の

御復氏年月問答

よすがとし給ひし事ハなかるへきを、永禄九年

或人問曰、今挙げしにハ、徳河の御氏を用ひ給ふ

以来徳河と号し給ひしより、古時へも推及ほし

御事ハ、勸修寺家の執奏たりしといひ、時ハ永禄

の九年にて、岡崎御在城の時とせしなれとも武

徳編年集成とハ事毎に違へり、それハ永禄十一

年の御事として、執奏は義昭將軍とセリ、それよ

り近衛前久公に抛りて叡聞に達セしを以、去十

二月廿九日勅許ありて、翌十二年の正月三日に

義昭卿よりこれを遠州浜松へ贈り、御内書を投

せられしとして書翰をも載せたり、扱其案も前

に挙げしと全く同文なり、只義昭を名のあるの

ミの異なり、是ハ如何

答曰、此書翰たる岡崎誓願寺に其写といふあり

此本紙ハ公儀に有之やと前に
挙げし由緒書の内に見えたり
花押のミあれハ

其名ハ一わたりには知られさることなり、さり

なから寺伝に勧修寺家たりといへり、此家に当

寺ハ檀縁もあれハ、語り伝へも遺りし事と聞へ

て、実さることそかし、されとも写し書のミにて

他の手へわたりてハ名の知れさるへきを、編年

にハ推て義昭とせしなれハうけへからず、これハ

此名を闇推に義昭と擬して書きし人ありなと

しけんを、其本より採りしにや、又編年を集成す

る時に漫りに此名をあてしにもあらむ、いつれ

此二つの内にあるへき、扱其人ハきハめて義昭にはあらし、其子細ハかゝる執奏等の事ハ朝議に通達の人こそなすへく、且家柄にも扱るへき事なれ、尔るに此義昭ハ南都の一條の主たりしか、

近年落魄中に還俗して、去十一年の九月より織

田家の荷担にて、此頃ハ新公方と仰かれし有様

たれとも、怨敵を駈り払ひて程もなけれハ、其心

とても長閑からし、扱、此時ハ將軍の宣下公方成

元ノママ□□□
をして、いまた程なけれハ事多くしておハしけ

むに、其凶徒をハ洛中を暫し駈逐せしめし如く

なれとも余党ハなほ多くて、節季に及ひてハ両

方より近々と寄せ来る聞えあり、此早春ハ京入

して、義昭の御所へ襲来りし事なれハ、存亡安危

にかかれる一大事の時にあたれり、されハ此正

月三日頃に他の人の事をいろふにいとまあら

むや、他書を引証する迄もなし、此書にも此騒動

を載せたるをや、其荒庚無稽たる事を思ひて察

元ノママ、唐カ
すへし、又御復氏ハ此十一年、十二年の際にハあ

らて、九年にてありし事前考にて明らかなり

又問、しかあらハ此編年に御復氏を十一年より

十二年の間にかけてし意ハ如何

答曰、此意を察するに二つの子細ありなん、一つ

にハ去秋より新公方出来りて此正月の頃ハ在

京たりしかハ也、二つにハ武田信玄より此正月

八日に贈りし徳河殿とある書翰を載せたれハ

それにつきて余義なく此年とせしならむ、扱其

信玄の書翰ハ却て此年にあらさりし証となれ

り、其訳ハ書翰に正月三日とあれハ、当日に京発

しても岡崎までハ五十里許(註)あれハ其月の八日

にハ御座所迄著や否なるへし、いかてか遠国た

る甲州迄伝へ知りて八日に徳河殿とハ認むへ

き、是にても若干月前に御復氏ありし事を知る

へけれ、但去十一年の二月十六日にも信玄より

贈りし書翰に徳川殿とあるを載せたり、かくあ

れハ、編年の意にハ十年、十一年の頃にも此御事

ありしといひたくありけむ、なれとも其頃ハ義

輝將軍ハ(ママ)已に弑せられ、義昭將軍ハ浪客の時に

て公方なき只中なれハ、しかいふ事ハかなハす

して、此十二年にハ送りてこそ書きけれ

再問、今(示カ)尔されし如くにあるへけれとも、編年に

ハ徳川と復し給ふ事日ありとして、扱此十一、十
二の年に朝廷柳宮に御達しありし趣の意に聞
えたれハ、此以前私に御復氏ありしを此年に奏
聞ありしにより、勅許ハ此時とせしものなるへ
し、如何

答曰、此編者、弘治二年の御元服の條に徳川次郎
三郎とかきしハ、元より徳川と御号しありしと
おもひて、無稽に書きしなり、抑、此書の基とせし
御年譜及び武徳大成記にハ、御元服の條文

元康と御改名の時に御氏をハ挙げさりしを

此書に徳川と挙げしハ妄なり、尔るを其後の年
の御証文に松原(平)とあるを挙げしハ真なり、扱こ
そ真と妄と錯雜しけれ、扱十一年の二月と十二
年の正月と信玄よりの書翰にて、徳川と御復氏あ
りしを慥にハ知りたりけめ、かくていつ徳川に

御改めありしといふ時をしらされハ、御復氏あ
りし事日ありなとゞしるして、さたかにいつと
もいハす、十二年の正月に至りおほやけに御号
しあることくに造りし事なり、察するに十年の

前後になしたくありけむ、なれとも其頃ハ足利

公方中断えたれハ、將軍の執奏として名を寓す
へき様なけれハ、此十二月にハせしものならん、

とハ呼ハす、浜松城とあらためて御移徙あり御
居城となりしハ、翌元龜元年の秋よりなり

さあれハ御元服の条に徳川とせし妄を刪り去
るへき事なりしを、さもなけれハ前後に相違を

左京大夫御兼任説

生したる事かくの如し

三河守に任ぢられし御時に永禄九年十
二月廿九日左京大

又京よりの書翰浜松に贈りしといへともあたら
す、東照宮ハ去永禄十一年の十二月より遠州

夫を御兼ねありしことくに書きし物あり、尔れ
ともうけかたし、左京を御兼ありしは、永禄十一

御打入にて、此十二年の春にハ甚敷御軍務の節
たりけれハ、当城ハ御手に入りし迄にて、御居城

年正月十一日にてあるへし、それを同時に御兼
任と記せし物ハ歴名十二カ土代なり、印本保己一集群
書類従卷第五百

にハあらず、又城名を引留間カといひていまた浜松

十之下 今案に、辟事ならむ、それハ前に挙げし伝奏

よりの書翰に三河守とのミあり、もし左京大夫

を御兼ありしならハ其由もあるへき事そかし

是一つ、又位階の相当を按するに、三河守ハ従五

位下、左京大夫ハ従四位下にて高けれハ、此時に

御兼任ありとても書翰の面に左京の名を闕く

へきにあらず、是二つ但故実にはハ位の相当にかゝハら

すして官名を授けられしもありと
おもハれたれは強てハいひかたし 又御初官に

御兼任の事ハおほつかなし、是三つ、かゝる事を

凡の記録に載せしハ見聞伝説に従ひて書もし

けるものなれハ、おほろけとも思ハるれ、此歴名

(十一九)

土代ハ公卿補任の属たれハ、公事を正しく挙げ

しと察せられしに、普通のものよりはあしかり

けり、扱此の書の奥書に永禄弐年とあれハ、其後の

事ハ原本になかりしを、後人の書き継し時の誤

りなるへし、剩、三河守ハ永禄九年の御任官たる

を同五年と誤れり、抑此五年の頃ハ今川と御手

切れありて程もなくありけれハ、いまた西参河

たに定まりかねたり、いかてかかゝる御余情の

御事あるへけれハ、ひか事なるハ明らかなり、こ

れ御規模の重事たれハくた／＼しけれとも、かく

ハ沙汰セリ 此永禄五年の五八九の誤りにて伝
写或ハ筆工の失ちとはかりたれハ

左京大夫にてお
ハセしたるへし

過し年に屋代弘賢に告たり、今ハ板を彫改めし
や知らず、然るを左京御兼任の誤りあれハ、此五

天保六年乙未二月廿二日江戸深川敷蒙舎主人諧写

も原本よりの誤りにやありけむと疑ハし、正し
かるへきと思ハれし本ととてもたのミかたきも
のにそあ
りける 今稽するに、三河守ハ九年の御事にて

左京大夫八十一年の正月十一日たりし 御年譜
武徳大

成記編年集成等に見えたり、此書共ハ本末の差
のミなれハ、同じかるへき事なれとも其他の書
も相同しけれ
ハ疑ひなし

先年在京の日、元亀元年の除目の抄物の中に左
京大夫三州徳川とありしを見しかハ、写得し置
けり実に此年頃は
御兼任たりけむ

又四戦記間に姉川御合戦に左京大夫と挙げた
り此年ハ元亀元年たり、されハ去て十一年より

ある書に神祖姓源氏云々称徳川二郎三郎徳旧作得

後改今字とあり、得を徳に改め給ひしハいつれの年

月にありしにや、岡崎誓願寺に蔵る簪纓家の消

息及び参議嗣頼の書ならひに徳川とあれハ、東

照宮いまた御相続なき前よりすてにしかりし

坎、東鑑にもはやく徳川となせしやうに覚ゆ如

何、又徳川家御相続ハ叙任の御時にあれハ、直に

徳川三河守と称し給ひしと見ゆ、二郎太郎と申

奉りしハ、いまた松平の御称号のミ用ひ給ひし

頃なれハ、ここに称徳川二郎三郎とあるハ誤に

ハあらずや

右小宮山先生へ御序ニ御質正奉仰望候

史疑に誓願寺僧の紹介にて近衛殿につきて望

ミ請給ふ御旨ありて、叙任の御事とハのひしよ

しハ、井上寓岩かしるせし物ありといひしハ誤

なり、寓岩ハ藩翰譜・武徳編年集成等の近衛殿の

執奏にて叙任の御事ありしといふ説をとらず、

一向勧修寺家の執奏なりしといふ寺説に従ひ

しかハ、こゝもしか作すへきを、ふとかくあやま

れり、改むへし

右同断

天保八年三月念八 小宮山昌秀閱

明治十四年九月以德川昭武藏本謄写

校合印